

令和7年度豊島区立学校教科用図書採択について

豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則に基づき、令和8年度に小学校及び中学校の特別支援学級用として使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）の採択を令和7年8月31日までに完了するため、教科書採択に係る事務について別紙のとおり定める。

資料	ページ
(1) 豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則	1
(2) 豊島区立学校教科用図書採択事務要綱	3
(3) 令和7年度豊島区教科用図書採択細目	8
(4) 教科書、教材等の作成に関するガイドライン	9
(5) 令和7年度教科用図書採択事務の関係組織構成図	11
(6) 令和7年度教科用図書採択事務日程	12

豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則

平成 12 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 17 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。)第 21 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号。)第 14 条の規定に基づき、区立学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定める。

(採択の方針)

第 2 条 豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教科用図書についての調査研究を行い、区立学校の教科用図書を採択する。

(組織の設置)

第 3 条 教科用図書の採択を円滑に行うため、教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 専門的事項を調査・研究させるため、選定委員会のもとに次の部会を設置する。

- (1) 教科用図書調査部会
- (2) 特別支援学級教科用図書調査部会

3 教科用図書調査部会は、小学校及び中学校の各教科ごとに設置する。

(平 19 教委規則 18・一部改正)

(任務)

第 4 条 選定委員会は、教育委員会の下命を受けて別に定める選定項目に基づいて種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。)ごとに教科用図書の選定資料を作成し、教育委員会に報告する。

2 教科用図書調査部会は、選定委員会の指示に基づき、次の事項を担当する。

- (1) 教科書センター展示本、採択用教科書見本、編集趣意書等の調査・研究に関すること。
- (2) 教科用図書の調査・研究結果についての資料作成及び報告に関すること。

3 特別支援学級教科用図書調査部会は、選定委員会の指示に基づき、次の事項を担当する。

- (1) 学校教育法附則第 9 条による図書の調査・研究に関すること。
- (2) 学校教育法附則第 9 条による図書の調査・研究結果の資料作成及び報告に関すること。

(平 19 教委規則 18・平 20 教委規則 19・一部改正)

(構成員)

第 5 条 第 3 条に定める組織の構成員は次のとおりとする。ただし、教科用図書の採択に利害関係がない者とする。

(1) 選定委員会は、教育職員、教育委員会事務局職員及び保護者等をもって組織するものとし、教育委員会が決定する。

(2) 教科用図書調査部会及び特別支援学級教科用図書調査部会は、教育職員をもって組織し、豊島区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が指名する。

(平 19 教委規則 18・一部改正)

(任期)

第 6 条 構成員の任期は、採択替えの年度の 4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

(平 17 教委規則 18・一部改正)

(情報公開)

第 7 条 教科用図書採択の公正を確保するため、第 3 条に定める組織の審議の過程及び当該組織の構成員の氏名等は、採択が終了するまで非公開とする。

(平 14 教委規則 16・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 8 月 30 日教委規則第 16 号)

この規則は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 28 日教委規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 28 日教委規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 2 日教委規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

豊島区立学校教科用図書採択事務要綱

	〔平成 22 年 4 月 27 日〕
	〔教育長決定〕
制定	平成 12 年 3 月 31 日
全部改正	平成 21 年 4 月 27 日
改正	平成 21 年 5 月 14 日
全部改正	平成 22 年 4 月 27 日
改正	平成 23 年 4 月 26 日
改正	平成 25 年 5 月 14 日
改正	平成 26 年 4 月 23 日
改正	平成 27 年 4 月 22 日
改正	平成 29 年 5 月 10 日
改正	平成 31 年 4 月 24 日
改正	令和 2 年 4 月 30 日
改正	令和 5 年 4 月 7 日
改正	令和 6 年 4 月 8 日
改正	令和 7 年 5 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則（教育委員会規則第 17 号。以下「規則」という。）に基づき、教科用図書採択事務に関する必要な事項を定める。

(採択の時期)

第2条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行う。

(選定委員会の構成等)

第3条 選定委員会の委員は 10 人以内とし、教育長が指名する。

- 2 選定委員会には、委員の中から委員長及び副委員長を置くことができる。
- 3 選定委員会には、必要に応じて教育委員会事務局職員の出席を求めることができる。

(調査部会の構成等)

第4条 教科用図書調査部会及び特別支援学級教科用図書調査部会（以下「各部会」という。）の部会長は、校長または副校長の中から教育長が指名する

- 2 各部会の部会員は、副校長・主幹教諭・主任教諭の中から教育長が指名する。ただし特

に必要と認める場合は、教諭等の中から指名することができる。

3 各部会には、部会長以外の部会員の中から、副部会長を置くことができる。

(委員及び部会員の除外)

第5条 規則第5条による利害関係者は次のとおりとする。

- 一 教科用図書発行会社の役員及び従業員、並びにその配偶者
- 二 顧問、参与、嘱託等のいかなる名称によるかを問わず、事実上教科用図書発行会社の運営に重要な影響力を有している者
- 三 教科用図書及び教師用指導書の著作者・編集者
- 四 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員

(教科用図書調査・選定項目)

第6条 教科用図書の調査・選定にあたっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、豊島区の教育目標、豊島区教育ビジョン2025及び地域の実情等とともに児童・生徒の分りやすさ及び基礎基本の確実な習得を助けるものであることを考慮し、次の各号により行う。

- 一 「内容の選択」……………資料の適切さ、内容のとらえ方、学習活動の構成等
 - (1) 資料がよく精選され、かつ新しい情報で正確であり、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないか。
 - (2) ねらいを達成するのにふさわしいものであり、単元、教材、内容のおさえ方、学習のポイントが的確か。
 - (3) 学習活動を進める上で、児童・生徒の発達段階に即し、学びに向かう力を引き出し、生きて働く知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力等を育成する内容が選択されているか。
 - (4) 児童・生徒が考えたり議論したりする等、主体的・対話的で深い学びの手法を取り入れやすい内容であるか。
 - (5) 全ての学習の基盤となる言語能力や情報活用能力等の育成が図られる内容であるか。
 - (6) 豊島区の地域の実態と合致した内容か。
- 二 「構成上の工夫」……………系統性、関連性、発達段階、分量精粗の程度、表現等
 - (1) 単元、教材等の系統性については適切か。
 - (2) 各学年の発達段階を考慮して教材配列や構成に工夫がなされているか。
 - (3) 単元、教材等の内容の精粗の別はどうか。
 - (4) 文字、語句、語法、文体、記号、図表、写真等の一貫性及び明確さ等は適切か。
- 三 「その他(使用上の便宜)」……………ICT機器を活用した学習活動への対応、自主的学習・学習習慣の確立への対応、全体の内容と構成、印刷・製本技術等

(一般図書調査・選定基準)

第7条 特別支援学級教科用の一般図書の調査、選定(審査)にあたっては、教科用図書を

使用できない理由を明確にするとともに次の各号により行う。

- 一 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- 二 系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること(特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でない)。
- 三 上学年で使用することとなっている教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の中の系統性にも配慮すること。
- 四 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること（コンパクトディスク、ジグソーパズル型、切り絵工作型等図書としての体裁を為していないものは適切でない)。
- 五 文部科学省から示される基準価格を大幅に超えないこと。

（教科用図書調査資料・選定資料）

- 第8条 規則第4条第1項による選定資料は、別記第1号様式、第2号様式により作成する。
- 2 規則第4条第2項第2号、同条第3項第2号による調査資料は、別記第3号様式、同第4号様式により作成する。
 - 3 教科用図書及び一般図書を調査・選定（審査）する場合は、その理由を記入しなければならない。
 - 4 調査研究及び選定（審査）作業にあたり、作成・使用した関係資料は、採択の公正を保つため、外部に漏れないように管理しなければならない。

（教科用図書見本本展示会）

- 第9条 教科用図書選定の調査・研究のために教科用図書見本本展示会（以下「展示会」という。）を開催する。
- 2 展示会会場は豊島区立教育センターとし、各委員及び部会員は期間内に閲覧する。
 - 3 展示会の開催期間は、6月1日から7月31日までの間で別に定める。
 - 4 展示会において、意見等の把握に努めること。

（公正確保）

- 第10条 選定委員会委員及び各部会の部会員は、適正かつ公平な教科用図書採択を行うため、教科用図書調査研究選定に関して知り得た事項を、8月31日までは漏らしてはならない。また、職務に関わるいかなる便宜供与も受けてはならない。

（事務局）

- 第11条 採択事務の事務局は、指導課に置く。

（その他）

- 第12条 この要綱で定めるもののほか、年度ごとに必要な事項は別途定める。

(付 則)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 27 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

(付 則)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 27 日から施行する。

2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成 17 年豊島区教育委員会訓令甲第 9 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、教育指導課長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(付 則)

この要綱は、平成 21 年 5 月 14 日から施行する。

(付 則)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成 17 年豊島区教育委員会訓令甲第 9 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、教育長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(付 則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 25 年 5 月 14 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 24 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

令和7年度 豊島区教科用図書採択細目

豊島区教育委員会

豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定に基づき、令和7年度の教科用図書採択に必要な細目を下記のとおり定める。

1. 採択図書

令和8年度に小学校及び中学校の特別支援学級用として使用する一般図書を採択する。

2. 教科用図書選定委員会の委員〔規則第3条、事務要綱第3条〕

令和7年度教科用図書選定委員会の委員は、次の8名で構成する。

- ・教育委員会事務局教育部長
- ・教育委員会事務局教育部指導課長
- ・教育委員会事務局教育部指導課統括指導主事 2名
- ・区立小学校校長代表 1名
- ・区立中学校校長代表 1名
- ・区立小・中学校保護者代表 2名

3. 調査部会の設置並びに部会員の定数（教科部会長1名を含む）〔規則第3条第2項及び第3項、事務要綱第4条〕

(1) 特別支援学級教科用図書調査部会の設置

特別支援学級教科用図書調査部会を設置する。

- ・小学校 6名以内
- ・中学校 6名以内

4. 教科書見本本の展示

文部科学省及び都教育委員会の定めるところにより「法定展示」を行う。

① 教科書センターにおける展示

期間 法定展示：令和7年6月13日（金）から6月28日（土）までの、6月15日（日）
・22日（日）を除く14日間

場所 豊島区立教育センター内 教科書センター

教科書、教材等の作成に関するガイドライン

平成 29 年 3 月 28 日
豊島区教育委員会教育長決定

1 目的

児童・生徒の指導に直接携わる教育職員が教科書、教師用指導書、教材（児童・生徒向けの副教材、問題集、参考書、教育ソフト等教科書に準拠して作成されたあらゆる補助教材をいう。以下同じ。）などの作成に関わることは、教育現場に適した、児童・生徒が学びやすい教科書及び教材の実現や教育職員自身の教科の専門性の向上等の効果をもたらす。

しかし、一方で、教育職員及び教育委員会事務局職員は、教科書採択の補助業務や教材選定に関わることがあり得るため、教科書・教材会社と接触することにより、教科書採択及び教材選定の公正さに区民の疑念を生じさせるおそれがある。

そこで、今回、教科書採択及び教材選定の公正さを確保するとともに、教育職員及び教育委員会事務局の職員に対し、公務員としての職務専念義務を遵守させるため、教科書、教師用指導書又は教材の作成等に関する業務（以下「教科書作成等」という。）への関与についてのガイドラインを明確化する。

2 適用範囲

本ガイドラインは、区立学校に勤務する教育職員及び豊島区教育委員会事務局(以下「区教育委員会事務局」という。)に勤務する職員(以下「教員等」という。)に適用される。

3 教科書作成等 ○…条件付許可 ×…禁止

職		関与の可否	
		教科書・教師用指導書	教材
区立学校	校長	○ 教科書選定委員会委員及び同調査部会員となる場合は不可	× 教材選定の直接的な権限を有しているため
	副校長	○ 教科書選定委員会委員及び同調査部会員となる場合は不可	
	主幹教諭・指導教諭	○ 教科書調査部会員となる場合は不可	○ 教材選定の直接的な権限を有していないため
	主任教諭・教諭	○	
区教育委員会事務局	管理職	×	× 教科書採択権限を有する教育委員会に勤務する職員が、自らが作成した教材の準拠元となった教科書採択の補助業務に携わることで、教科書採択の公正さに区民の疑念を生じさせるおそれがあるため
	指導主事	×	
	その他事務局職員	×	

※ ただし、その教材の公益性が高く学校教育上必要である場合かつ教科書会社との接点がないことが明らかな場合等特段の事情がある場合は、区教育委員会事務局職員は教材作成に関与することができる。

〈条件〉

ア 教員等が教科書作成等に従事する場合は、兼業の許可を受けること。

イ 兼業の許可を受けて教科書又は教師用指導書の作成に関与した教員等は、作成に関与した教科書（作成に関与した教師用指導書が準拠する教科書を含む。）が選定・調査・採択の対象となっている年度においては、教科書の選定・調査・採択に関わることはできないものであること。

ウ 兼業の許可を受けて教材作成に関与した教員等は、作成に関与した教材が選定対象となる年

度においては、当該教科に係る教材選定に関わることはできないものであること。

エ 東京都教育委員会において教科書作成等に従事した教育職員又は教育委員会事務局等の職員が区立学校又は区教育委員会事務局に異動した場合も、イ又はウと同様に取り扱うこと。

4 教科書・教材会社との意見交換

教科書・教材会社から依頼され、教科書、教師用指導書又は教材について教科書・教材会社との意見交換に従事する場合は、上司の承認を得なければならない。ただし、当該意見交換の従事に関しては、いかなる謝礼又は報酬も得てはならない。

5 教科書、教師用指導書及び教材以外の教育関係の原稿執筆・編集等

教科書、教師用指導書及び教材以外の教育関係の原稿執筆・編集等については、それが定期的・継続的であり、かつ、謝礼（原稿料、車代等名目は問わない。）又は報酬を得る場合には、兼業の許可を受けなければならない。

また、教科書・教材会社から依頼され、謝礼又は報酬を得て教科書及び教材以外の原稿執筆に従事する場合は、それが定期的・継続的なものでなくとも、上司の承認を得なければならない。

6 許可の制限

- (1)教科書作成等に係る兼業を許可することができるのは、各年度において、教員等一人につき1件を限度とする。
- (2)兼業許可の件数は、作成等に従事する教科書、教師用指導書又は教材の種別ごとに1件と数えるものとする。ただし、当該教師用指導書が、兼業許可を受けて作成等に従事する教科書に準拠するものである場合は、当該教師用指導書及び当該教科書を併せて1件と数えるものとする。
- (3)2か年以上にわたる兼業の許可を受けている場合は、各年度ごとに1件と数える。
- (4)許可権者は、教科書作成等についての兼業許可申請を受けた場合は、その教員等の本務に支障がないことが明らかでなければ許可することはできない。

附 則

1 施行日

平成29年4月1日から施行する。

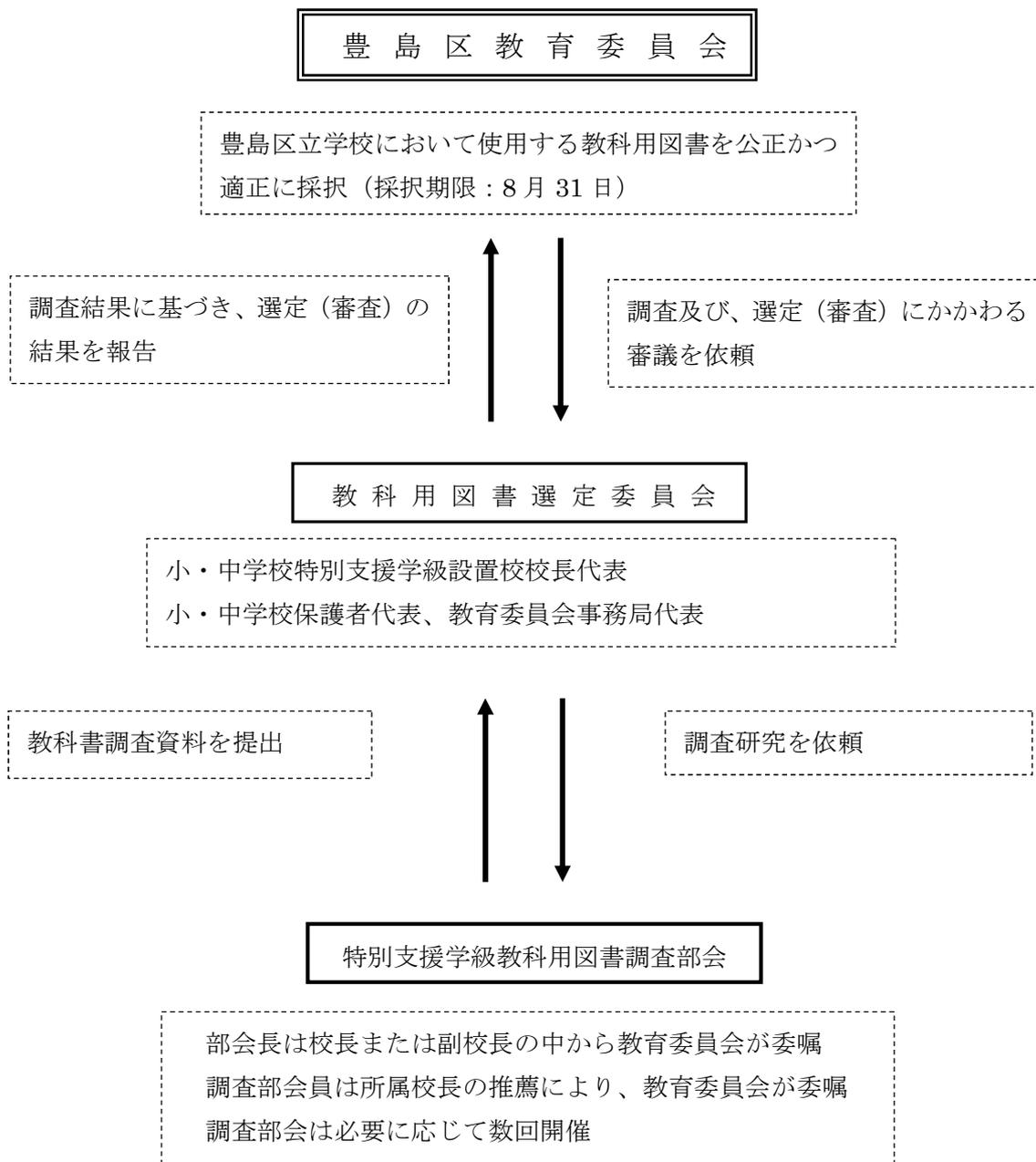
2 経過措置

- (1)平成29年3月31日までに依頼され平成29年4月1日時点で教科書作成等に従事する教員等は、これについて兼業の許可を受けなければならないものとする。ただし、既に許可を受けている場合は、この限りではない。
- (2)平成29年3月31日までに依頼され平成29年4月1日時点で教科書及び教材以外の教育関係の原稿執筆・編集等(定期的・継続的であり、かつ、謝礼又は報酬を得るものに限る。)に従事する教員等は、これについて兼業の許可を受けなければならないものとする。ただし、既に許可を受けている場合は、この限りではない。

附 則

平成30年1月24日から施行する。

令和7年度 教科用図書採択事務の関係組織構成図



令和7年度教科用図書採択事務日程(案)

日 程	教育委員会	選定委員会	調査部会	内 容
5/13(火)	5月定例会			○採択事務日程の調整 ○令和7年度豊島区教科用図書 (一般図書) 採択細目の決定
5/29(木)		第1回 午後2時～午後3時		○顔合わせ ○検討内容の確認
6月 (調整中)			(特支)第1回 午後	○委嘱状伝達 ○検討内容の確認 ○調査部会の日程調整
6月 (調整中)			第2回 第3回	○調査・研究開始 ○分析・整理 ○選定委員会への調査資料作成
6/13(金)～ 6/28(土)	教科書展示会(法定展示) 午前9時～午後5時			日曜日・祝日を除く14日間
7月 (調整中)		第2回	部会長が選定 委員会へ報告	○調査資料の検討 ○教育委員会への答申(選定資 料)作成
8/1(金)	8月定例会			○選定資料の審議・採択